

関稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律（案） 参照条文

◎ 關稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）（抄）

（少額輸入貨物に対する簡易税率）

第三条の三 第三条（課稅標準及び税率）の場合において、次条から第四条の九までの規定により算出される輸入貨物の課稅標準となる価格（數量を課稅標準として關稅を課する貨物（以下「従量稅品」という。）にあつては、これらの規定に準じて算出した價格をいうものとする。第六条第一項及び第二項、第九条第一項第一号、第四項第一号及び第八項第一号、第十一条並びに第十四条第十八号において同じ。）の合計額が十万円以下の輸入貨物（本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は前条第一項の政令で定めるところにより別送して輸入する貨物を除く。以下この項において同じ。）に対する關稅の率は、關稅に関する他の法律の規定にかかわらず、別表の付表第二による。ただし、当該輸入貨物を輸入しようとする者（当該輸入貨物が郵便物である場合にあつては、当該郵便物の名宛人）が当該輸入貨物の全部について同表によることを希望しない旨を稅關に申し出たときは、この限りでない。

2 前項の規定は、前条第二項第一号及び第二号に掲げる貨物並びに本邦の産業に対する影響等を考慮して別表の付表第二の税率を適用することを適當としない貨物として政令で定める貨物には適用しない。

| 別表 關稅率表（第三条、第六条、第七条、第八条、第九条、第九条の二、第二十条の二關係） | | 品名 | 税率 |
|---|--|--------------------|----|
| 番号 | 品名 | | |
| 〇四・〇二 | ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。） | 三五%及び一キログラムにつき四六六円 | |
| 〇四〇二・一〇 | 粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五%以下のものに限る。） 一 砂糖を加えたもの 二 その他のもの （一）小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児又は政令で定める児童福祉施設の児童の給食の用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの | | |

付表第二 少額輸入貨物に対する簡易税率表（第二条の三関係）

| 番号 | 品名 | 税率 |
|----|---|---|
| 一 | (1) 別表第二二〇四・一〇号から第二二〇四・二九号まで、第二二〇五・一〇号又は第二二〇五・九〇号の二に掲げる物品 (2) 第二二〇八・九〇号の一の(二)のBの(b)に掲げる物品 (3) 別表第二二〇六・九〇号の二の(二)のDの(b)、第二二〇四・三〇号の二、第二二〇六・〇〇号の二の(一)若しくは(二)のA若しくはBの(b)、第二二〇七・一〇号の一の(二)のB若しくは二の(二)又は第二二〇八・九〇号の一の(二)のAの(b)若しくは二の(一)若しくは(三)に掲げる物品 | 一リットルにつき七〇円 一リットルにつき二〇円 一リットルにつき三〇円 |
| 二 | 次に掲げる物品 (1) 別表第二一〇三・二〇号又は第二一〇五・〇〇号に掲げる物品 | 二〇% |

| | | |
|---------|---|---|
| 〇四〇二・二二 | <p>の（以下この項において「飼料用のもの」という。）</p> <p>(一) その他のもの</p> <p>粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五%を超えるものに限る。） 砂糖その他の甘味料を加えてないもの</p> <p>一 脂肪分が全重量の五%を超えるもの</p> <p>(一) 脂肪分が全重量の三〇%以下のもの</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 学校等給食用のもの及び飼料用のもの</p> <p>(二) その他のもの</p> | <p>一キログラムにつき四六六円</p> <p>二五%及び一キログラムにつき四六六円</p> <p>三〇%及び一キログラムにつき七二〇円</p> <p>三〇%及び一キログラムにつき一、二〇四円</p> <p>一キログラムにつき五〇〇円</p> <p>二五%及び一キログラムにつき五〇〇円</p> |
|---------|---|---|

| | | | |
|---|--|---|------------|
| | | | |
| <p>五 次に掲げる物品</p> <p>(1) 別表第六類に掲げる物品</p> | <p>四 次に掲げる物品</p> <p>(1) 別表第一類から第四類までに掲げる物品</p> <p>(2) 別表第七類に掲げる物品</p> <p>(3) 別表第八類に掲げる物品</p> <p>(4) 別表第九一〇・一一号の一又は第九一〇・一二号の一に掲げる物品</p> <p>(5) 別表第一二一二・二二二号に掲げる物品</p> <p>(6) 別表第一六類から第二〇類までに掲げる物品</p> <p>(7) 別表第二一類に掲げる物品(第一号及び第二号の品目の欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(8) 別表第二九〇五・四四号、第二九一八・一四号、第二九一八・一五号の一、第二九二二・四二号の一又は第二九四〇・〇〇号の二に掲げる物品</p> <p>(9) 別表第四四二一・九〇号の一に掲げる物品</p> <p>(10) 別表第四六類に掲げる物品</p> <p>(11) 別表第五〇・〇七項に掲げる物品</p> <p>(12) 別表第五三類に掲げる物品</p> <p>(13) 別表第六〇類に掲げる物品</p> <p>(14) 別表第六二類に掲げる物品</p> | <p>三 次に掲げる物品</p> <p>(2) 別表第四三〇二・三〇号の一又は第四三・〇三項に掲げる物品</p> <p>(1) 別表第九〇一・二二二号、第九〇一・二二二号、第九〇二・一〇号又は第九〇九〇二・二〇号の二に掲げる物品</p> <p>別表第九〇二・三〇号に掲げる物品のうち 紅茶以外のもの</p> <p>別表第九〇二・四〇号の二の(二)に掲げる物品</p> <p>(2) 別表第三五〇三・〇〇号の三に掲げる物品</p> <p>(3) 別表第四三〇二・一一号から第四三〇二・二〇号まで又は第四三〇二・三〇号の二に掲げる物品</p> | <p>一五%</p> |
| <p>三%</p> | <p>一〇%</p> | | |

| | | |
|----------------|---|---|
| 七 | | |
| 前各号に掲げる物品以外の物品 | <p style="text-align: center;">六次に掲げる物品</p> <p>(1) 別表第五類に掲げる物品 (2) 別表第二五類に掲げる物品 (3) 別表第三〇〇六・七〇号に掲げる物品 (4) 別表第四〇類に掲げる物品 (5) 別表第四八類に掲げる物品 (6) 別表第六九類に掲げる物品 (7) 別表第七二類に掲げる物品 (8) 別表第七三類に掲げる物品 (9) 別表第八〇類に掲げる物品</p> | <p>(2) 別表第二七類に掲げる物品 (3) 別表第二八類に掲げる物品 (4) 別表第二九類に掲げる物品（第四号の品目の欄に掲げるものを除く。） (5) 別表第三二類から第三四類までに掲げる物品 (6) 別表第三八類に掲げる物品 (7) 別表第三九類に掲げる物品 (8) 別表第四三類に掲げる物品（第二号及び第三号の品目の欄に掲げるものを除く。） (9) 別表第五九類に掲げる物品 (10) 別表第六六類から第六八類までに掲げる物品 (11) 別表第七〇類に掲げる物品（別表第七〇・一八項に掲げるものを除く。） (12) 別表第七四類から第七六類までに掲げる物品 (13) 別表第七八類に掲げる物品 (14) 別表第七九類に掲げる物品 (15) 別表第八一類から第八三類までに掲げる物品 (16) 別表第九四類に掲げる物品 (17) 別表第九五類に掲げる物品</p> |
| 五% | 無税 | |

◎ 関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）（抄）

（児童福祉施設の指定）

第六十五条 法の別表第〇四〇二・一〇号の二の（一）に規定する政令で定める児童福祉施設は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（助産施設及び児童家庭支援センターを除き、母子生活支援施設にあつては保育施設を有するもの、児童厚生施設にあつては保育施設を有する児童館に限る。）、同法第十二条の四の規定に基づき都道府県が児童相談所に設置する児童一時保護施設、同法第二十四条第一項ただし書の規定を実施するため市町村長が設置するへき地保育所及び同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものであつて就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項又は第三項の規定による認定を受けた施設とする。

◎ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（抄）（※子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第六条による改正後）

（事業）

第六条の三（省 略）

2〜8（省 略）

9 この法律で、家庭的保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児（以下「保育を必要とする乳児・幼児」という。）であつて満三歳未満のものについて、家庭的保育者（市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であつて、当該保育を必要とする乳児・幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）の居宅その他の場所（当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅を除く。）において、家庭的保育者による保育を行う事業（利用定員が五人以下であるものに限る。次号において同じ。）

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、家庭的保育者の居宅その他の場所（当該保育が必要と認められる児童の居宅を除く。）において、家庭的保育者による保育を行う事業

10 この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

11 (省 略)

12 この法律で、事業所内保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、次に掲げる施設において、保育を行う事業

イ 事業主がその雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主から委託を受けて当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設

ロ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主団体から委託を受けてその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設

ハ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の規定に基づく共済組合その他の厚生労働省令で定める組合（以下において「共済組合等の構成員」という。）の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は共済組合等から委託を受けて当該共済組合等の構成員の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

13 及び 14 (省 略)

◎ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）（抄）

附 則

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 一六 (省 略)